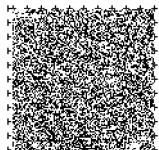


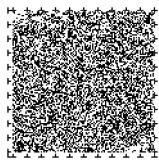
久留米市第9期高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画

【本編】

令和6年3月

久留米市





は　じ　め　に

わが国では、現役世代の人口が減少するなか、今後ますます高齢化が進展することが見込まれます。令和7年（2025年）には、団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となり、その後、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者のみの世帯や介護ニーズの高い高齢者、認知症の人が増加することが想定されます。



あわせて、地域や家庭内でのつながりの希薄化や支え合い機能の低下、高齢者の価値観の変化等により、福祉や介護ニーズが増加、複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症により、高齢者の外出機会の減少や心身の健康への影響、活動意欲の低下などがみられます。さらには、近年、風水害や地震等も頻発しており、高齢者の人的被害を最小限にするためには、平常時から備えをしておく必要があります。

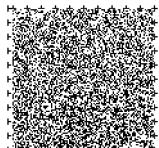
これらに対応するためには、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが社会や人とのつながりのなかで、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。そのための取り組みとして、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的となり、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく必要があります。

本市では、こうした高齢者を取り巻く状況や各種調査等の結果などを踏まえ、「久留米市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。計画に掲げた取り組みを推進し、誰もが住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けるまちの実現に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や利用者インタビューにご協力いただいた市民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

久留米市長 原口 新五



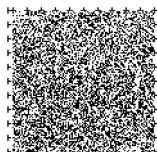
目次

第1部 総論

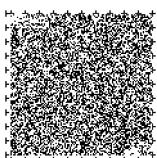
第1章 計画策定の趣旨	p1
1 計画策定の背景と目的	
2 根拠法令	
3 他の計画等との関係	
4 計画の期間	
5 セーフコミュニティの推進	
6 SDGs の理念との整合	
第2章 高齢者を取り巻く社会情勢	p4
1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移	
2 第8期計画期間の評価	
第3章 基本方針	p13
1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿	
2 日常生活圏域の設定	
第4章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標	p16
第5章 計画の策定及び推進体制	p17
第6章 施策体系	p20

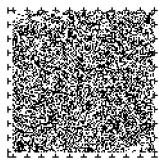
第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第1章 健康づくりと社会参加の推進	p22
第2章 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり	p27
第3章 地域における多機関連携による支援体制の強化	p34
第4章 認知症施策の総合的な推進	p37
第5章 権利擁護の推進	p41
第6章 災害や感染症への備えと対応の強化	p44
第7章 持続可能な介護保険事業の推進	p48
第8章 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定	p52



第1部 総論





第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、今後ますます高齢化が進展し、令和7年（2025年）には、団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となります。

その後、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が減少する中で、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯、介護ニーズの高い85歳以上の人々が増加すると見込まれています。

久留米市においても、今後、高齢化率が上昇し、高齢者のみの世帯や認知症の人の増加も見込まれます。

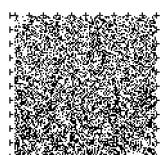
また、第8期計画期間中は、令和2年より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出機会や地域活動への参加が制限されました。これらにより、孤立や孤独感が増し、心身の健康状態に影響がでています。

このような中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく自立して生活するためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が、相互につながりあって地域全体で確保される「地域包括ケアシステム」の推進を継続し、さらなる深化を図りながら、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

久留米市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「第9期計画」という）は、このような状況に的確に対応するため、高齢者施策の方向性を明らかにするとともに、市民や地域、関係機関と行政とが協働し、高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的に実施していくための指針として策定します。

2 根拠法令

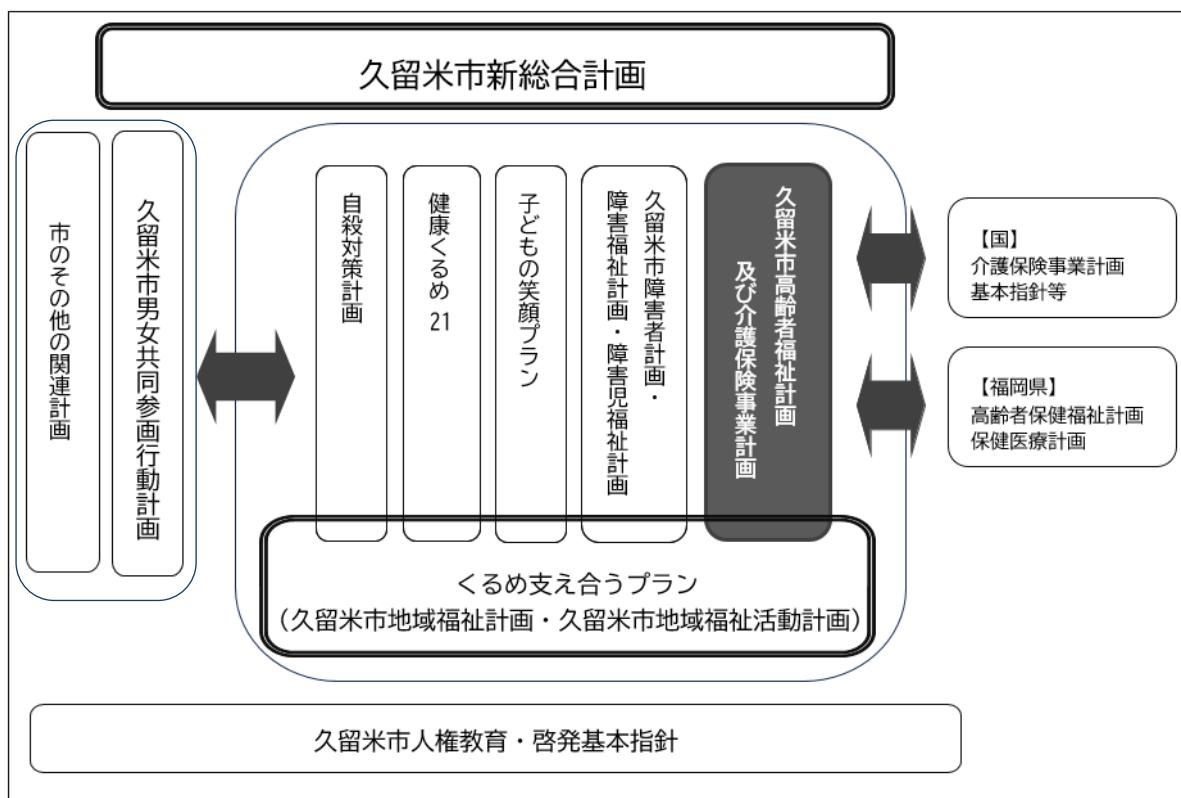
- ・老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人福祉計画」
 - ・介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」
- を一体的に策定するものです。



3 他の計画等との関係

第9期計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第4次基本計画』(令和2年3月策定)や、福祉の各分野に共通する事項及び複合的な課題、制度の狭間の課題への対応などを記載し、福祉の各計画の基本となる『くるめ支え合うプラン(久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画)』(令和2年3月策定)等の理念に沿った、高齢者福祉及び介護保険事業の計画です。

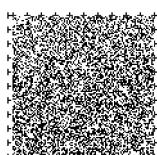
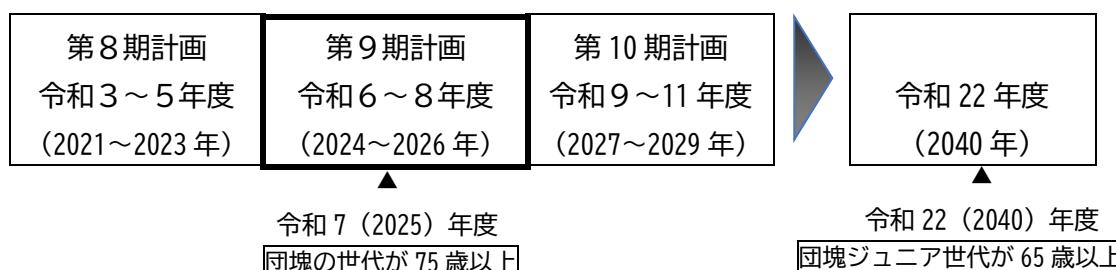
保健、医療、福祉分野や他の関連計画等との整合性を図りつつ、市民との協働や人権尊重の視点を踏まえながら策定します。



4 計画の期間

第9期計画は、令和6年度から令和8年度の3年間を実施期間とします。

計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて策定します。



5 セーフコミュニティの推進

久留米市では、WHO（世界保健機関）が推奨する安全・安心なまちづくりの国際認証制度であるセーフコミュニティの取り組みを市民団体等と協働して進めています。第9期計画でも、高齢者の安全の視点からセーフコミュニティの取り組みを行い、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進していきます。

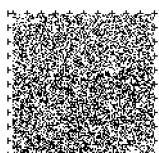
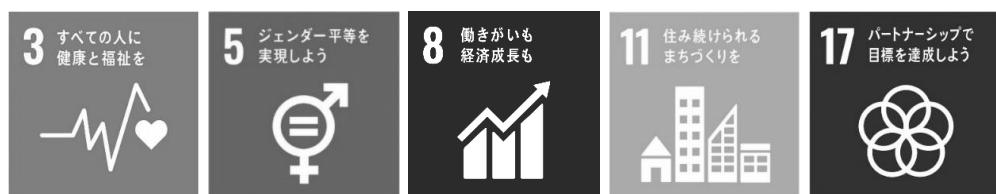


6 SDGs の理念との整合

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。

第9期計画においても、SDGS の趣旨を踏まえ、久留米市の高齢者福祉を推進します。

【第9期計画と関連の深い目標】



第2章 高齢者を取り巻く社会情勢

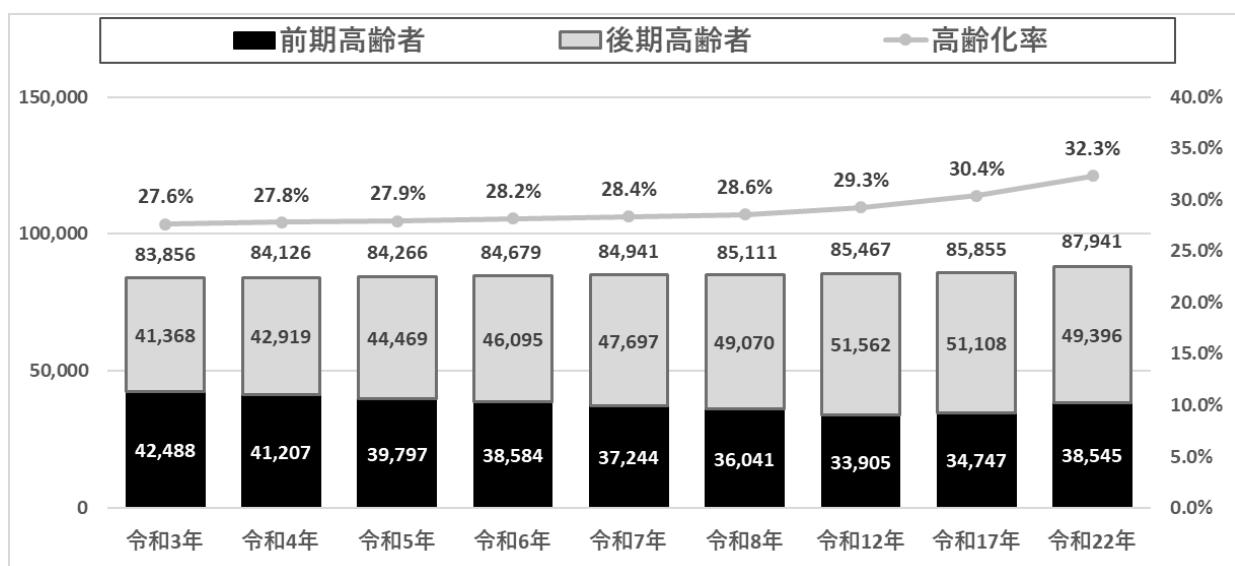
1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移

(1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

今後も、高齢化率は増加していく見込みです。

また、令和4年以降は後期高齢者（75歳以上）人口が前期高齢者（65歳～74歳）人口を上回っています。

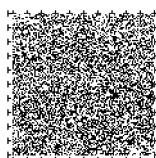
【久留米市の高齢者人口・高齢化の状況と将来推計】



資料：人口は住民基本台帳（令和3年～令和5年は、10月1日現在）

注意：令和6年以降の推計は、平成30年度から令和3年度（各年度10月1日時点）の1歳ごとの変化率の平均を、前年度の年齢人口に乘じて算出したもの。

時点やその他の要因により、本市他計画等における各種推計値および目標値とは異なる場合がある。



(2) 要介護認定者数の推移・見込

高齢者数の増加とともに、要介護認定者数、要介護認定率ともに増加傾向にあり、第9期計画期間中もこの傾向は続くと見込まれます。

また、令和5年度の要介護認定区分別の認定者数をみると、要介護1、要介護2が多い状況となっています。

【久留米市の要介護認定者数の推移・見込】

	(人)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度見込
65歳以上（要介護認定者数）	16,316	16,573	16,698	17,600
65歳以上 75歳未満	1,970	1,915	1,840	1,665
75歳以上	14,346	14,658	14,858	15,935
40歳以上 65歳未満（要介護認定者数）	253	254	257	254
合計（要介護認定者数）	16,569	16,827	16,955	17,854
要介護認定率	19.5%	19.7%	19.8%	20.7%
65歳以上 75歳未満	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
75歳以上	34.7%	34.2%	33.4%	32.5%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

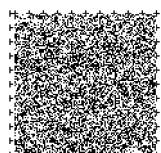
令和8年度については、過去5年の年齢階層別・介護度別の平均の認定率に伸び率を乗じて認定率を推計し、被保険者数の見込に乘じたもの。

	(人)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度見込
認定者合計	16,569	100.0%	16,827	100.0%
65歳以上	16,316	98.5%	16,573	98.5%
要支援計	4,158	25.1%	4,221	25.1%
要支援1	2,247	13.6%	2,274	13.5%
要支援2	1,911	11.5%	1,947	11.6%
要介護計	12,158	73.4%	12,352	73.4%
要介護1	3,752	22.6%	3,841	22.8%
要介護2	2,937	17.7%	2,903	17.3%
要介護3	2,328	14.1%	2,370	14.1%
要介護4	1,900	11.5%	1,998	11.9%
要介護5	1,241	7.5%	1,240	7.4%
40歳以上 65歳未満	253	1.5%	254	1.5%

※「%」は認定者合計に占める割合

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

令和8年度については、過去5年の年齢階層別・介護度別の平均の認定率に伸び率を乗じて認定率を推計し、被保険者数の見込に乘じたもの。



2 第8期計画期間の評価

(1) 成果指標の達成状況

計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示すために、3つの視点で「まちの姿成果指標」を設定しました。

【自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち】

「60歳以上で健康であると回答した人の割合」については、目標を達成しているが、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「参加者として」参加したい高齢者の割合」は、目標より低くなっている。

【見守り、支え合いの心が生きるまち】

「60歳以上で地域での支え合いや助け合いが充実していると回答した人の割合」、「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手で「そのような人はいない」と回答した高齢者の割合」は、どちらの指標も目標より低くなっている。

【安全に、安心して暮らし続けることができるまち】

「60歳以上で安全で安心して、暮らせるまちだと回答した人の割合」については目標値には届いていないが、「地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている一般高齢者」の割合は計画策定期より増加している。

(2) 事業進捗から見えてきた課題

【介護予防】

コロナ禍で、外出や人との交流が制限された影響により、健康づくり活動や趣味等の活動に参加する機会や意欲の低下が見られるため、総合事業の見直しや、身近な場所で介護予防に取り組めるような住民主体の通いの場等への支援が必要。

【社会参加】

コロナ禍による地域活動の停滞や見守り活動の担い手不足、シルバー人材センターでの会員確保、老人クラブの加入者数・クラブ数の減少が課題となっている。今後は、生涯学習やスポーツ活動、地域活動や就労等を推進し、社会参加の機会の充実が必要。

【災害】

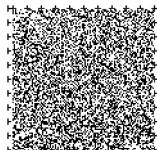
災害発生時の被害を軽減するため、避難行動要支援者名簿の普及や図上訓練、災害時マイプラン作成の推進、社会福祉協議会と連携した個別支援強化などが必要。

【認知症】

認知症サポーターが習得した知識等を活かして、地域や職域での活動に拡大していくための仕組みづくりや、認知症の人やその家族の方が、身近な地域で相談できる場所を確保するため、認知症カフェの周知や運営支援が必要。

【介護保険】

安定的な介護サービスの提供に資するような介護人材確保の取り組みの推進やICTを活用したオンライン申請、情報発信による事業者や利用者への支援が必要。



(3) 各種アンケート調査の結果

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

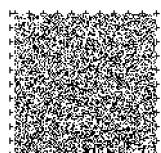
調査対象	在宅の 65 歳以上の高齢者（要介護 1～5 の者を除く） ※令和 4 年 11 月 1 日現在、市内在住の高齢者（65 歳以上）から無作為抽出
調査方法	調査票の郵送配布、郵送回収
対象者数	5,000 人
有効回収数	3,407 人
回収率	68.1% （参考）令和元年度調査：73.5%
調査期間	令和 4 年 12 月 12 日～12 月 27 日

- コロナ禍において、外出機会や人と接する機会の減少、心身の健康面の悪化、収入の減少による生活の困窮等の影響が出ている。
- 介護、介助が必要になった原因について、全体では「骨折・転倒」の割合が最も高い。男性では、「脳卒中」、「心臓病」、「糖尿病」など生活習慣に起因する疾病の割合が高く、女性では、「骨折・転倒」の割合が高い。
- 地域のボランティアや趣味の活動等に参加している人の約 8 割の方が、健康状態が「とてもよい」、「まあよい」と回答しており、幸福感を感じている人、生きがいがある人の割合も約 7 割と高い。
- 経済的に「大変苦しい」と答えた人は、そうでない人と比べて友人・知人と会う頻度が少なく、「うつリスク」に該当する人の割合が高い。
- 高齢者が情報を入手する方法は、市広報紙、テレビ、チラシ、リーフレットの割合が高く、スマートフォン、ホームページ等の割合は低い。

②在宅介護実態調査

調査対象	在宅で生活する要支援・要介護認定者のうち、更新申請または区分変更申請に伴い認定調査を受ける（受けた）方 ※新型コロナウイルスの特例による更新は除く
調査方法	認定調査員による聞き取り
有効回収数	281 件 （参考）令和元年度調査：293 件
調査期間	令和 4 年 12 月～令和 5 年 3 月

- 在宅で介護する主な介護者の年齢は、60 歳代以上の割合が 6 割を超えており、特に 80 歳以上が前回調査よりも大幅に増加するなど、介護者の高齢化が進んでいると見られる。
- 主な介護者が不安に感じる介護は、「夜間の排泄」や「認知症状への対応」と回答した方が多い。
- 災害が起きた場合にどのように避難するかについて、1 割強の方が「わからない」や「介助者がいないので避難できない」と回答している。



- 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスでは、日常生活の支援（外出、移送、見守り、掃除、買い物）への需要が高く、前回の調査よりも割合が高くなっている。
- 施設等への入所を検討する人の割合が前回調査より増加している。一方で、施設系サービスよりも、在宅生活を支える多様なサービスを求める回答が多い。

③在宅生活改善調査

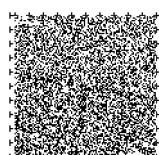
調査対象	居宅介護支援事業所（ケアマネジャーの事業者）
調査方法	郵送による配布・回収
回答状況	配布 159 回答 98（回答率 61.6%）
調査期間・時点	令和 5 年 1 月 5 日～令和 5 年 1 月 27 日（令和 4 年 10 月 1 日時点）

- 生活の維持が難しくなっている理由は、本人要因では認知症の症状の悪化や、必要な身体介護の増大のほか、家族介護者では介護に係る不安や負担などが多い。
- 在宅での生活が難しくなっている人のうち、より適切な在宅サービスを利用するなどして改善できる可能性のある方が多数を占める。

④居所変更実態調査

調査対象	施設・居住系サービス事業者
調査方法	郵送による配布・回収
回答状況	配布 177 回答 141（回答率 79.7%）
調査期間・時点	令和 5 年 1 月 5 日～令和 5 年 1 月 27 日（令和 4 年 10 月 1 日時点）
調査対象期間	令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日

- 入所率は施設によってさまざまであり、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などには一定の空きがある一方、90%を超えている施設もある。
- 「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」により施設を移る方が多い。



⑤介護サービス事業者調査

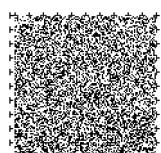
調査対象	市内の事業者
調査方法	郵送による配布・回収
回答状況	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業者 配布 107 回答 85 (回答率 79.4%) ・在宅系事業者 配布 391 回答 284 (回答率 72.6%) ・施設・居住系事業者 配布 149 回答 118 (回答率 79.2%)
調査期間	令和 5 年 1 月 5 日～令和 5 年 1 月 27 日

- 事業運営上の課題として、人材不足を挙げる事業者が多く、特に施設系サービスで顕著に見られる。
- 従業者の確保のために行政に期待することは、「申請書などの手続きの簡素化」の割合が高い。
- 人材が不足している理由として、「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」が多い。
- 市内に不足すると思う介護サービスについては、「訪問介護」や「ショートステイ」など在宅系サービスの不足を感じる事業者が多く、特別養護老人ホームやグループホームの不足を感じる事業所は 1 割弱と少ない。

⑥利用者インタビュー

調査対象	介護予防自主活動グループ、老人クラブ、有償ボランティア、介護サービス事業者、認知症カフェ、文化サークル（6団体）
調査方法	訪問による聞き取り
調査期間	令和 5 年 2 月 7 日～令和 5 年 2 月 20 日

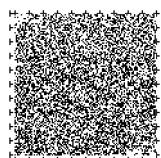
- 活動に参加して感じていること
 - ・活動をすることで役割ができて、外出するきっかけになっている。
 - ・身体機能の向上も図れ、定期的に活動することで生活にリズムができる。
 - ・辛い思いをしたときなどに相談できる癒しの場にもなっている。
 - ・家族以外に相談できる人がいて心強い。専門の方からも話が聞ける。
- 活動を続けていく、広げていくためのポイント
 - ・通えるところに、安心して参加できる小規模な活動場所が複数あり、選択できること。
 - ・自主的な活動の継続、活性化には、参加者に何らか役割があった方が良い。
 - ・活動に参加してもらうために、楽しさや参加するメリットが伝わる効果的な周知・啓発が必要。
 - ・参加者の減少や高齢化が進んでおり、活動の活性化のためには世代、性別に関係なく参加・交流ができると良い。
 - ・男性や若者には、既存の団体への声かけや、核になる方を通して勧誘することで、参加につなげる工夫が必要。
 - ・自主的な活動などを続けていくための場所や費用等が必要。



⑦給付等データ分析

分析方法	久留米市の介護給付データを基に分析
分析対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 4 月 1 日

- 新規認定者の認定率は、75 歳を境に高まる傾向にある。
- 久留米市では、新規認定者のうち運動機能及び認知機能がともに自立に近い認定者（自立認定者）の割合が、他保険者に比べて高い傾向にある。
- 自立していない方に比べて、自立認定者の通所型サービス利用率が高い。また、通所型サービスを利用していない人に比べて、サービスを利用している方が、介護度の維持率は高くなっているものの、悪化率も高いという調査結果が出ている。
- 新規認定の原因疾患は、軽度者では男女を問わず認知症が多く、中重度者では、男性は脳血管疾患、女性では骨折・転倒が最も多い。



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

①第8期計画の事業進捗より

研修や会議、地域活動など、様々な場面において活動が制限されたため、計画に掲げる事業について、中止や縮小せざるを得ない状況があった。

そのような中でも、必要な取り組みを継続できるように、屋外での介護予防教室の実施や事業者向け研修会等の動画配信、オンラインでの介護認定審査会の実施など、事業の見直しを行うことで、高齢者のフレイル予防や孤立防止を図る等、感染症対策を踏まえ、計画の推進に努めた。

②各種アンケート調査の結果より

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

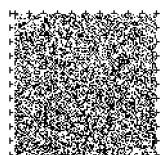
- ・「コロナ禍の生活において、出ている影響」についての設問では、「買い物などの外出機会の減少」、「地域活動の減少や休止」、「人と接する機会の減少による孤独や孤立」等の影響が出たと答える高齢者の割合が高くなかった。
- ・要支援の方については、「買い物などの外出機会の減少」や「人と接する機会の減少」、「心身の健康面の悪化」等の項目について一般の高齢者に比べ割合が高く出ている。

(利用者インタビュー)

- ・活動の制限により、コミュニケーションの減少や活動の停滞などの影響が出た。団体の活動で人と会う機会があるのは貴重といった意見が出された。

(介護サービス事業所調査)

- ・新型コロナウイルスによる経営上の影響として、在宅・施設サービスを問わず「サービス利用者が減少した」、「従業者のシフト調整が難しくなった」と回答する事業所が多く、経営やサービス提供の体制などに影響が出ている。



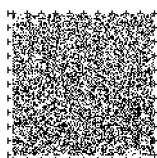
(5) 全市の地域ケア会議（地域ケア会議専門部会）からの提言（概要）

①高齢者の生活支援における課題解決の方向性

- ・高齢者に関わる行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会や医療・介護福祉事業者等が、現状の強み・弱みを理解し、情報共有・連携等を図りながら、地域課題解決に向けた対応を行う。
- ・地域の中での交流を図るため、地域の特徴を踏まえ、医療・介護福祉事業者等と連携した居場所づくりの促進を行う。
- ・認知症予防とも関連させながら、高齢者や地域住民等の特技やノウハウ（基本的な技術や知識）を活かした地域活動の仕組みをつくる。
- ・災害への備えや災害時における被災状況の把握・支援のため、関係支援者間の情報共有、連携に向けた仕組みづくりを進める。

②実現のための取り組み

- ・地域ケア会議と支え合い推進会議で類似する課題の整理
- ・地域ケア会議や支え合い推進会議のメンバーが交代した場合に対応する仕組み
- ・地域ケア会議の参加者として地域課題を解決しているという実感が持てる
- ・地域ケア会議の機能を高めるため、事例、内容に応じた医療専門職等の参加を推進
- ・地域の住民と医療・介護福祉事業者等との連携を図り、お互いが連携して活動を行う上のノウハウ（基本的な技術や知識）の蓄積
- ・介護事業所の職員不足により、地域活動に参加することが困難な状況への理解
- ・ボランティア、クラブ、サークルや趣味等の活動の場の情報収集
- ・認知機能を維持するためには、ボランティア等による人との交流が重要であることの周知・啓発
- ・自分の将来の心身の健康のためにボランティア等の活動を行うという意識啓発
- ・地域や人の役に立ちたいとの思いがある高齢者の掘り起こし
- ・高齢者の地域団体等を対象とした、防災に関する知識や意識の向上に向けた防災講座の実施
- ・介護サービス事業者等の業務継続に向けた計画等の策定、災害に備えた研修、訓練に対する助言や支援、相互の情報共有のためのネットワークづくり



第3章 基本方針

1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿

国は、地域包括ケアシステムを推進する観点から、これまで社会福祉法や介護保険法等を改正し、共生型サービスの創設や生活支援、介護予防、認知症施策などの地域づくりを推進してきました。

今後、高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、市民や地域、関係機関と行政などが地域や暮らし、生きがいと共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。また、地域共生社会の実現は、地域包括ケアシステムの目指す方向であるとされています。

久留米市は、第6期計画より地域包括ケアシステムの構築に本格的に着手し、これまで推進を図ってきました。今後は、さらに包括的な支援体制や医療と介護の連携強化を図りながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指していくことが重要です。

地域包括ケアシステムの深化・推進は、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な取り組みであることから、第9期計画においても、第6期計画から継続して掲げている基本理念及び久留米市が目指すべき姿を継承します。

○基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち久留米

■地域共生社会の実現

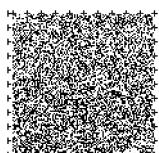
■地域包括ケアシステムの深化・推進

○目指すべき姿

①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

②見守り、支え合いの心が生きるまち

③安全に、安心して暮らし続けることができるまち



【目指すべき姿】

① 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

コロナ禍により、外出機会の減少や地域活動の休止、健康づくり活動や趣味等の活動に参加する機会や意欲の低下が見られる等の影響が出ています。できる限り長く健康で過ごすためには、高齢者自らが健康づくりや介護予防に取り組み、社会参加をしていくことが大切です。

身近なところで健康づくりや介護予防に取り組めるような機会の充実や、高齢者の多様化するニーズに対応した社会参加の機会を確保し、高齢者の主体的な取り組みを通じて、健康で自立した生活を営むことができるまちを目指します。

② 見守り、支え合いの心が生きるまち

人口減少や高齢化、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯の増加、高齢者の価値観の変化などにより、福祉や介護のニーズが増加、複雑化しています。さらに、家庭内や地域とのつながりが希薄になっており、地域における支え合い機能の低下もみられます。

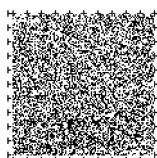
このような社会状況に対応するためには、制度や分野ごとの縦割りではなく、これまでの支え手や受け手の関係を超えて、誰もが他者との関わりの中で役割を持ち、行政や地域住民、地域の多様な主体、関係機関が連携しながら地域での支え合いの仕組みづくりを推進します。また、医療、福祉、介護などの多機関連携による支援体制の強化等を図っていくことで、お互いを見守り支え合うまちを目指します。

③ 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

高齢者が加齢などにより、身体機能や認知機能が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本人の意思が尊重される環境づくりが重要となります。

そのため、認知症の理解を深めるための普及啓発や認知症の人や家族を支援する取り組み、虐待の早期発見・早期対応、成年後見制度の適切な利用などの権利擁護の取り組みを進めるとともに、災害や感染症への備えを強化していきます。

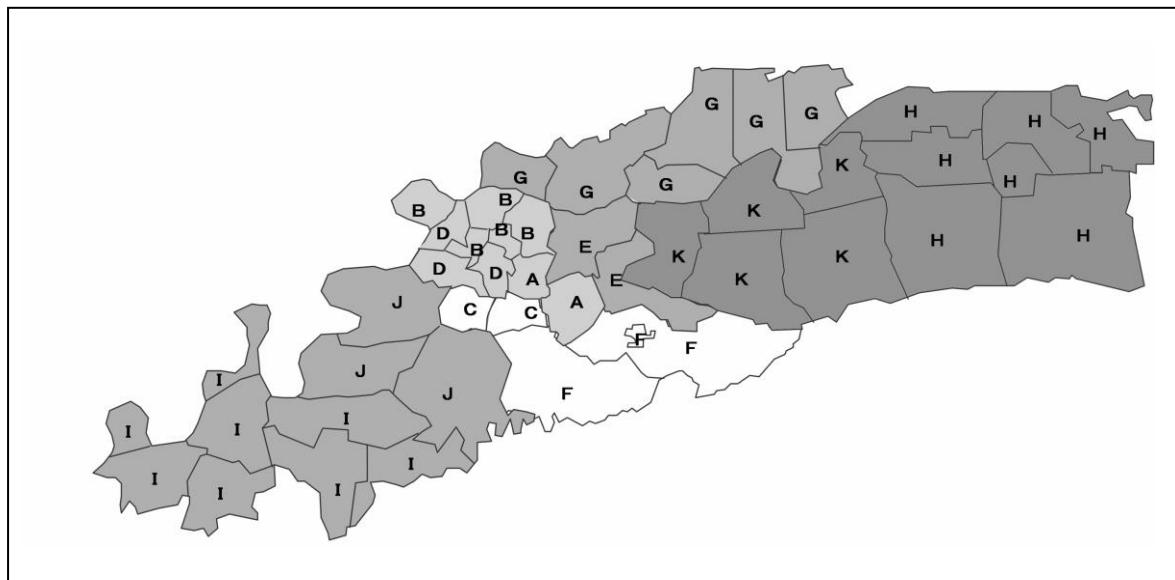
また、高齢者の個々のニーズに応じた安心して暮らせる生活環境づくりを推進するとともに、質の高い介護サービスを必要に応じて適切に提供できるよう、持続可能な介護保険事業を展開し、安全に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。



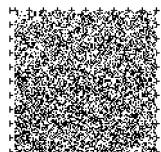
2 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域に密着した施策を実施するため、地域の地理的条件・特性や人口、高齢者数等を考慮して小学校区を組み合わせ、市内に11の「日常生活圏域」（下図）を設定しています。

【久留米市の日常生活圏域】



圏域	小学校区								担当包括
A	西国分	東国分							中央第3
B	莊島	日吉	篠山	南薰	長門石				中央
C	南	津福							南第2
D	京町	鳥飼	金丸						中央第2
E	御井	合川							北第2
F	上津	高良内	青峰						南
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			北
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水繩	田主丸		東第2
I	城島（下田・浮島）			青木	江上	犬塚	三瀬	西牟田	西
J	荒木	安武	大善寺						西第2
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				東



第4章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標

基本理念が目指す「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち久留米」の実現にあたっては、市民や関係機関・団体、介護サービス事業所、行政などが、目指すまちの姿を共有し、協働していくことが必要です。

第9期計画においては、計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示す指標を設定し、その実現に向けた進捗状況を明らかにします。

【まちの姿成果指標】

(1) 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

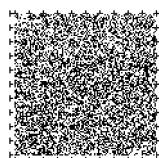
指 標 名	現時点 (R 4)	目 標 (R 7)
健康であると回答した 65 歳以上の人の割合	73.7% (R 4 市民意識調査)	80.0% (R 7 市民意識調査)

(2) 見守り、支え合いの心が生きるまち

指 標 名	現時点 (R 4)	目 標 (R 7)
地域での支え合いや助け合いが充実していると回答した 65 歳以上の人の割合	63.0% (R 4 市民意識調査)	70.0% (R 7 市民意識調査)

(3) 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

指 標 名	現時点 (R 4)	目 標 (R 7)
安全で安心して暮らせるまちだと回答した 65 歳以上の人の割合	80.5% (R 4 市民意識調査)	85.0% (R 7 市民意識調査)



第5章 計画の策定及び推進体制

1 計画策定及び推進体制

(1) 外部組織・庁内組織

本計画は、保健・医療関係者や地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、権利擁護関係者、生活環境関係者、関係団体、公募による市民の代表からなる「計画推進協議会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内に設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図りながら策定及び推進に取り組みます。

(2) 関係機関・団体との連携

本計画は、久留米市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指すものであり、計画を円滑に推進していくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割が重要になります。

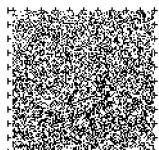
このため、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市身体障害者福祉協会等の各団体や医療機関、民間事業者、市民公益活動団体等との連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

2 計画の進捗状況の確認と評価

本計画では、目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」と「事業目標指標」を設定し、適宜その達成状況を確認しながら進捗管理を行います。

また、国の制度改正の動向等に注目した上で、各種統計調査や地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域間比較等の実証データに基づく現状分析により、第9期計画の進捗状況の検証を実施するとともに、久留米市の特徴・課題の把握に努め、計画推進協議会や地域ケア会議等で検討を行います。

これらを踏まえ、計画期間の最終年度（令和8年度（2026年度））に第9期計画の課題を整理した上で評価を行い、第10期計画の策定につなげていきます。



3 計画推進に共通する基本的な視点

第9期計画の基本理念や目指すべき姿の実現に向けて施策展開を図る上で、基本的な3つの視点を設定し、計画を推進します。

○市民との協働の推進

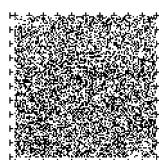
市民や地域の多様な主体が、それぞれの特徴を活かした活動を展開できるような協働の取り組みを推進するとともに、市民の主体的なまちづくりに向けた支援に取り組みます。

○ＩＣＴの積極的な活用

高齢者が地域において、健康で、安全、安心に暮らすことができ、生活の利便性向上にもつながるよう、関係する業務の効率化を行うなど、ＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な活用に取り組みます。

○多機関連携の推進

高齢者に係る多様化・複雑化する課題を解決するため、多様な主体が、役割分担や情報の共有化、連携強化を図り、重層的な支援に取り組みます。



4 基本施策と重点施策の設定

(1) 基本施策の設定について

第9期計画においては、高齢者を取り巻く状況や第8期計画の事業進捗、各種調査結果等から見えてきた課題等を踏まえ、8つの基本施策により計画を推進します。

(2) 重点施策の設定について

第9期計画の推進にあたって、取り組む必要がある主な課題としては、コロナ禍の影響による、外出や人と接する機会の減少、高齢者の心身の健康や生きがい、意欲の低下があります。この状況から回復し、高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けるためには、主体的な健康づくりや社会参加に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、今後の高齢化率の上昇に伴って、認知症の人の増加も見込まれています。認知症施策推進大綱や認知症基本法（令和6年1月施行）の「共生」と「予防」の理念等も踏まえ、認知症になっても、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深める普及・啓発や、早期発見・早期対応等の取り組みを総合的に推進していく必要があります。

さらに、近年、本市においても災害が多発しており、高齢者等の人的被害を最小限にするためには、災害に備えた訓練実施や避難支援体制の構築、速やかな避難情報伝達、被災者の早期把握・支援などについて、関係機関・団体等と連携し、対策を強化することが必要です。

また、介護人材不足も課題となっており、介護サービス事業者と就労希望者をつなぐ取り組みや、業務負担軽減のための事務手続きの簡素化などの対策が求められています。

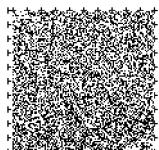
このようなことから、第9期計画期間においては、8つの基本施策のうち、特に「健康づくりと社会参加の推進」、「認知症施策の総合的な推進」、「災害や感染症への備えと対応の強化」、「持続可能な介護保険事業の推進」の4つの施策を重点施策として設定することで、効果的に計画を推進していきます。

【基本施策】

- ◆住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり
- ◆地域における多機関連携による支援体制の強化
- ◆権利擁護の推進
- ◆介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定

重点施策

- ◆健康づくりと社会参加の推進
- ◆認知症施策の総合的な推進
- ◆災害や感染症への備えと対応の強化
- ◆持続可能な介護保険事業の推進



第6章 施策体系

【基本理念】

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと
暮らしあなたのまち 久留米

«地域共生社会の実現» «地域包括ケアシステムの深化・推進»

【目指すべき姿】

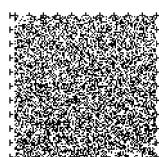
- 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- 見守り、支え合いの心が生きるまち
- 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

【基本的な視点】

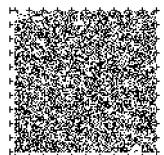
- 市民との協働の推進
- ＩＣＴの積極的な活用
- 多機関連携の推進

【施策体系】

基本施策	主な具体的施策
重点施策 1 健康づくりと社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none">・健康づくりと介護予防の推進・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・介護予防・日常生活支援総合事業の充実・多様な社会参加や生きがいづくりの促進、就業機会の確保
2 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり	<ul style="list-style-type: none">・支え合いの仕組みづくり・高齢者や介護家族への在宅生活支援・住環境の確保、円滑な移動のための環境整備・安全安心に暮らせる環境整備
3 地域における多機関連携による支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターの機能充実・多機関連携、重層的支援の推進・在宅医療、介護連携の推進
重点施策 4 認知症施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none">・認知症への理解を深めるための普及・啓発・認知症の予防、早期発見・早期対応・認知症の人やその家族への支援、認知症の人が交流や活躍できる場づくり
5 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の普及、利用促進・虐待防止の意識啓発、早期発見、早期対応・権利擁護に関する相談、支援
重点施策 6 災害や感染症への備えと対応の強化	<ul style="list-style-type: none">・災害に対する備えの支援・災害発生時の高齢者支援・介護サービス事業者等への支援と指導
重点施策 7 持続可能な介護保険事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・介護人材の確保、定着への支援・給付の適正化・保険者機能の発揮、向上・介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実
8 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス基盤の確保・介護サービス等の見込量の推計と保険料の設定



第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開



第1章 健康づくりと社会参加の推進（重点施策）

高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、個人の状態に応じた生活習慣病等の重症化予防や介護予防の支援に取り組むとともに、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防・生活支援サービスを見直しながら効果的に実施します。

併せて、高齢者のライフスタイルや多様なニーズに応じた社会参加を推進するため、生涯学習やスポーツ活動、地域活動、就労を支援し、生きがいづくりにつなげていきます。

健康づくりと介護予防の推進

【主な施策（事業）】

健康教育・健康相談・健康診査

①健康教育・健康相談

市民の生活習慣病の予防や健康の増進を図るために、地域の関連団体等と連携・協働し、地域に根付いた健康教育・健康相談を実施する。

②こころの健康づくり講演会

こころの健康に関する正しい知識の習得と理解を深め、自分や周囲のこころの健康の保持増進を目的に講演会を実施する。

③こころの健康相談

様々な悩みや生きづらさを抱えた市民が相談しやすいよう、精神科専門医及び保健師・精神保健福祉士が、面談や電話による相談を実施し、必要に応じて関係機関へのつなぎ等、連携した支援を行う。

④こころの相談カフェ

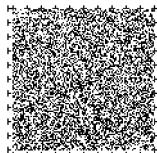
悩みやストレスを気軽に相談できるよう、身近な場所で、平日夜間や休日に、臨床心理士等の専門的なカウンセラーに相談できる場を提供する。

⑤特定健康診査・特定保健指導

要介護状態や認知症となる原因の一つである生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健康診査」や、特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高いと思われる人に、その人の状況に応じた「特定保健指導」を実施する。

所管課

①健康推進課・地域保健課、②・③・④保健予防課、⑤健康推進課



地域における健康づくり

①ウォーキングの推進

各校区で実施しているウォーキングへの支援、ウォーキングの効果や参加促進のための啓発を行い、市民の自主的な健康づくりを推進する。

②ラジオ体操の推進

市民の自主的な健康づくりを推進するために、ラジオ体操の必要性についての周知やライフステージに応じた啓発を行い、ラジオ体操の市民への浸透を図る。

③健康管理アプリなどを活用した健康づくり

歩数など日々の生活の記録を簡単に管理でき、健康づくりの取り組みへのインセンティブの付与など個人の行動変容を促す機能を備えたスマートフォンアプリを活用し、市民の主体的な健康づくりの取り組みを促進する。

所管課 ①・②・③健康推進課

フレイル予防・介護予防の普及

加齢に伴う心身の機能低下（フレイル）や、要介護状態になることを予防するため、運動や栄養、口腔、認知症等の教室・講座を通して、フレイル予防・介護予防の普及を図り、高齢者の意識を高め、主体的な取り組みにつなげる。

また、民間企業等と連携して、新たなフレイル予防・介護予防の取り組みを推進する。

所管課 長寿支援課

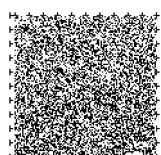
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【主な施策（事業）】

高齢者の生活習慣病の重症化予防とフレイル予防の一体的な推進

医療・介護レセプト、健診結果等のデータ分析を行い、地域の健康課題を把握する。分析結果をもとに、生活習慣病等の重症化予防を目的とした個別的な支援と、高齢者の通いの場等での健康教育・健康相談においてフレイル予防の普及・啓発や状態に応じた効果的な支援を実施する。

所管課 地域保健課



重症化予防のための高齢者支援

保健師等の専門職による訪問などにより、閉じこもり傾向やフレイル状態と思われる高齢者等を早期に把握し、介護予防事業や通いの場などの地域の社会資源、医療や介護などのサービス支援につないでいく。

所管課 長寿支援課

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【主な施策（事業）】

介護予防・生活支援サービス

① 介護予防・生活支援サービス

要支援者等（要支援認定者及び事業対象者）の多様な生活支援のニーズに対応するため、短時間のデイサービスや複数のデイサービス事業所を組み合わせた通所サービスや在宅生活を続けるための訪問サービスを提供する。

また、短期間に集中して専門職が訪問し、生活機能や身体機能などの向上を図るサービスを提供する。

② 介護予防ケアマネジメント

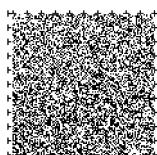
総合事業や公的なサービス以外の取り組み（インフォーマルサービス）等を含め、ケアプランに基づいて適切に提供されるよう地域資源の情報提供など必要な支援を行う。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業の見直し

要支援者への地域住民・団体などによる日常の見守りや支援、自立に向けたサービスである総合事業の効果的かつ、利用しやすいサービスの構築に向けて、利用者ニーズを踏まえたサービス内容やケアプランの作成・手続きの簡素化などの見直しを検討する。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修等を通じて、公的なサービス以外の取り組み（インフォーマルサービス）を含めたケアプランの作成支援を進め、利用者自身が身体機能や認知機能の維持・改善に取り組むことができるよう意識向上を図る。

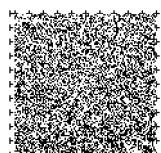
所管課 ①介護保険課・長寿支援課、②介護保険課、③介護保険課・長寿支援課



多様な社会参加や生きがいづくりの促進、就業機会の確保

【主な施策（事業）】

多様な社会参加や生きがいづくりの促進	
①シニアアカデミー	高齢者の生涯学習の入門講座として、専門科目（運動、料理、音楽、美術、文化など）を選択するシニアアカデミーを開催し、仲間づくりや交流の拡大、ボランティア・地域活動へつながるきっかけづくりを支援する。
②高齢者パソコン教室	高齢者を対象にパソコン等デジタル機器の基本操作を学習する機会を提供することで、その利便性を理解してもらい、社会参加や生きがいのきっかけづくりを支援する。
③運動習慣づくり	身近な地域において継続して運動を行えるよう、団体・グループへの指導者派遣や教室の開催を行うことで、市民の運動習慣の定着化を図り、健康づくりを推進する。
④スポーツ大会支援	高齢者の健康保持、世代間交流の促進のために、グラウンド・ゴルフ等のスポーツ大会を支援する。
⑤シニアアート展	高齢者の世代間交流の促進、創造意欲の喚起による生きがいづくりのために、豊かな経験と技術を生かした個人作品及び共同作品（絵画、書道、写真、手芸・工芸等）の展示会を開催する。
⑥老人クラブの活動の支援	高齢者の仲間づくりや社会参加活動を促進するために、老人クラブが行う健康づくり（スポーツや健康づくり講座等）、生きがいづくり（サークル活動や世代間交流等）、社会奉仕活動（清掃活動や地域見守り活動等）を支援するとともに、社会環境の変化を捉えながら、久留米市老人クラブ連合会が行う老人クラブの活性化に向けた取り組みを支援する。
⑦よかよか介護ボランティア	高齢者が介護施設等で行うボランティア活動について、ポイント付与による支援を行うことで、高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防の推進を図る。また、高齢者が活動しやすい施設や活動内容を選択できるよう、ボランティア活動の場の拡大に取り組む。
⑧介護予防の通いの場への活動支援	高齢者が身近な場所で継続して効果的に介護予防に取り組めるように、健康づくり・運動・口腔等の専門職の派遣や担い手の養成等、住民主体の介護予防の通いの場への活動を支援する。 また、高齢者が一人ひとりの希望にあった社会参加の場を選択できるように、生涯学習やスポーツ、ボランティア活動などを含めた多様な通いの場の把握・周知に取り組む。
所管課	①・②生涯学習推進課、③体育スポーツ課、④・⑤・⑥・⑦・⑧長寿支援課



就業機会の確保

①シルバー人材センターの活用

シルバー人材センターを通じて就業の機会を提供することで、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援し、高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりを進める。

②就労相談・支援

久留米市ジョブプラザで、高齢者を含めた求職者に対して、国と連携して就労に関する相談に対応する。また、福岡県中高年就職支援センター、福岡県生涯現役チャレンジセンター及び（公社）福岡県高齢者能力活用センターと連携し、高齢者の希望する働き方に応じた就労相談・支援を推進する。

③高齢者雇用に関する情報発信

事業所に対して、高齢者雇用に係る理解促進を図るため、福岡県中高年就職支援センター等の支援機関の活用や関係法令・制度などの情報を発信する。

④介護助手制度の活用

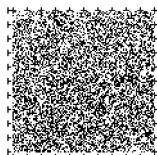
高齢者が介護保険施設・事業所等において、介護職員をサポートする「介護助手」制度について、介護事業者団体等と連携して、地域や高齢者団体等に周知を行い、就労の促進や高齢者の健康づくり、生きがいづくりにつなげる。

所管課

①・②・③労政課、④介護保険課・長寿支援課

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績	目標		
		R4	R6	R7	R8
特定健康診査受診率	%	37.9	45.0	48.0	51.0
65歳以上の高齢者のうち「通いの場」に参加する人の割合	%	8.0	8.1	8.2	8.3



第2章

住み慣れた地域で安全安心に暮らすための 環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、地域におけるつながりの構築や見守り活動など、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、一人暮らし高齢者等の在宅生活の支援や介護を行う家族の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、高齢者が安心して移動できる環境整備などに取り組みます。

支え合いの仕組みづくり

【主な施策（事業）】

支え合いの仕組みづくりの推進

「生活支援コーディネーター」を配置し、地域ニーズの把握、担い手の養成、地域住民と各種住民団体や支援関係機関等のネットワーク化などを行うことで、地域において、多様な主体による高齢者等に対する生活支援が、重層的に提供される支え合いの仕組みづくりを推進する。

また、各校区に設置された「支え合い推進会議」に、市民活動団体、民間企業、住民組織など地域の生活支援に関わる多様な分野の関係者等が参画しながら、地域の現状把握や課題整理、地域ニーズと活動をつなぐ取り組み等を推進する。

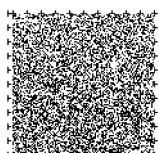
所管課	地域福祉課
-----	-------

小地域ネットワーク活動の推進

一人暮らしや高齢者世帯等が地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、校区のふれあいの会が中心となり、地域に暮らす支援が必要な人を対象に声掛け訪問を行い、見守り・安否確認等の様々な援助、食事サービスへの支援及びサロンの普及、実施の支援に努める。

あわせて、ふれあいの会の未設置校区への働きかけや、新たな担い手の確保に向けた研修等を実施する。

所管課	地域福祉課（久留米市社会福祉協議会）
-----	--------------------



ボランティアセンターの運営

地域における高齢者等の生活課題の発見・解決に取り組んでいるボランティア活動者や団体の活動を支援し、ボランティア活動の活性化を図る。

また、ボランティア活動の情報収集・提供、活動とニーズをつなぐ取り組みを行うことで、ボランティア活動への市民参加意識を醸成する。

所管課	地域福祉課（久留米市社会福祉協議会）
-----	--------------------

ライフレスキュー久留米連絡会の活用

市内の社会福祉法人の相互の連絡調整や交流を図り、地域における公益的な取り組みを促し、地域支援の担い手としての機能を醸成する。

高齢、障害、児童などの分野を超えて、各法人が一体となり様々な課題の情報共有を深め、解決に向けた協議を行い、地域の福祉課題や個別支援ケース等に対して各法人のもつ専門性を活かした効果的な支援を展開する。

所管課	地域福祉課（久留米市社会福祉協議会）
-----	--------------------

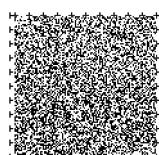
市民活動・地域コミュニティ活動の活性化支援

多様な主体との協働について、市民活動サポートセンターと連携しながら、市民活動に関する人材育成や広報、交流の支援を行うとともに、財政的な支援により高齢者を含む市民活動の活性化を図る。

また、市民活動・絆づくり補助金制度を、より利用しやすくなるよう制度の見直し等を図るとともに、新たな財源確保の手段として、インターネットを活用し広く資金を調達するクラウドファンディングなどを活用した仕組みづくりの検討を行う。

さらに、地域コミュニティ組織に対しては、担い手の確保や地域づくり活動への助成などを通じて、地域コミュニティ活動の活性化を支援する。

所管課	協働推進課・地域コミュニティ課
-----	-----------------



高齢者や介護家族への在宅生活支援

【主な施策（事業）】

介護用品購入の助成

高齢者ができる限り在宅で生活を送るために重要となる排泄ケアの負担を軽減するために、在宅の高齢者や介護を行う家族に対して、紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成する。

所管課

長寿支援課

緊急通報システムの貸与

緊急時の不安を解消し、生活の安全を確保するため、日常生活において常時注意が必要な一人暮らしの高齢者などに対して、急病などの緊急時に通報できる機能や、専門職への健康相談等が可能な通話機能を備えた通信機器を貸与する。

所管課

長寿支援課

見守り活動の推進

①くるめ見守りネットワークの推進

高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らすために、地域住民、個人宅を訪問する事業者及び行政などの関係機関が協力して、「くるめ見守りネットワーク」に取り組む。地域全体で見守り活動を行うことで、日常生活における異変を早期に発見し、支援につなげる取り組みを推進する。

②SOSネットワークの推進

認知症等による行方不明高齢者を速やかに発見・保護するために、「SOSネットワーク協議会」の構成団体との連携や福岡県の防災メール「まもるくん」の活用に取り組む。また、行方不明高齢者の早期発見や身元不明高齢者の本人確認のために「高齢者あんしん登録制度」を推進する。

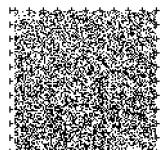
③GPS機能を活用した行方不明高齢者位置情報検索サービスの利用促進

行方不明高齢者の早期発見と事故防止、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、位置情報検索サービス（GPS等）の利用開始にかかる費用を助成する。

また、新たなGPS機器等の情報収集や導入の検討、市民や介護支援専門員（ケアマネジャー）等への周知啓発を行い、利用を促進する。

所管課

①地域福祉課、②・③長寿支援課



家族介護支援

①家族介護教室

在宅で介護を行う家族等の負担軽減を図るため、在宅介護に必要な基本的知識及び介護技術等の習得を目指す介護教室を実施する。

また、介護する家族等が、介護に関する様々な悩みや対処法などについて情報共有できるよう、意見交換の場を設ける。

②生活支援ショートステイ

高齢者が在宅生活を送る上で、一時的に養護する必要が生じた場合や心身機能の向上等を図る必要がある場合に、高齢者福祉施設等への短期間入所サービスを提供する。

③家族介護慰労金

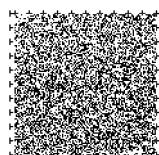
要介護4以上の高齢者を在宅介護している家族に対して、一定の要件のもと、家族介護慰労金を支給する。

④介護離職防止に向けた周知・啓発

介護離職防止に向け、事業所において、仕事と介護を両立できる職場環境づくりが促進されるよう、介護休業制度などに関する情報提供を行い、周知・啓発を行う。

所管課

①・②・③長寿支援課、④労政課・介護保険課・長寿支援課

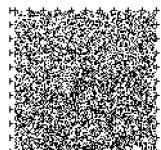


住環境の確保、円滑な移動のための環境整備

【主な施策（事業）】

住まいのセーフティネットの確保	
①居住支援の充実	住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保するために、居住支援協議会等との連携による入居支援を行うとともに、セーフティネット住宅の活用促進に向けた周知を図る。
②養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者について、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置を行う。
③軽費老人ホーム・ケアハウス	高齢者が、その身体状態やニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう、無料又は低額な料金で入所でき、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホーム・ケアハウスに関する情報提供を行う。また、事業者に対して適正な管理に向けた指導、運営費の一部補助等を行う。
④生活困窮者等の住まいの確保	生活に困窮し、住まいを失う恐れのある人に対して、アパート等への入居支援や入居後の見守りなどを行う。
所管課	①住宅政策課、②・③長寿支援課、④生活支援第2課

適正な運営の確保	
①有料老人ホーム	高齢者が、その身体状態やニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう、食事の提供や健康管理の供与等のサービスを提供する有料老人ホームに関する情報提供を行う。また、事業者に対して、適正な管理運営に向けた指導等を行う。
②サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保を図るために、高齢者の生活に適したバリアフリー構造等を有し、緊急時対応・安否確認、生活相談等のサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」に関する情報提供を行う。また、高齢者が安心して暮らすことができるよう、事業者に対して適正な管理に向けた指導等を行う。
所管課	①長寿支援課、②住宅政策課



住環境の整備

①市営住宅のバリアフリー化

転倒などの事故を防止し、市営住宅入居者の安全確保を推進するために、建替によるバリアフリー対応住宅の整備や、既存住戸内部のバリアフリー化を進める。

②一人暮らし高齢者の住宅確保支援

住宅の確保が難しい一人暮らし高齢者の住宅確保を支援するため、単身者向けの市営住宅の募集を実施し、住まいの確保のための機会を提供する。

③高齢者住宅改造費の補助（福岡住みよか事業）

要介護認定を受けた高齢者の自立支援及び日常生活の利便性の向上や、介護者の負担軽減を図るために、住宅改修費用の一部を助成する。介護支援専門員（ケアマネジャー）や住宅改修事業者に事業内容の周知・啓発を行い、利用促進を図る。

④介護施設等での省エネルギー対策による快適な住環境の確保

断熱性能の強化や太陽光発電設備・蓄電池の導入など、施設の省エネ・脱炭素化を推進し、光熱費などの削減、利用者の健康維持、防災機能の向上につなげる。

所管課	①・②市営住宅課、③介護保険課、④環境政策課
-----	------------------------

移動環境の整備

①生活支援交通の確保

移動が困難な高齢者や障害者等が、日々の買い物や通院等を行えるよう、地域ニーズに応じた生活支援交通を導入し、移動手段を確保する。

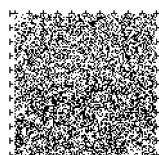
②低床バスの導入促進

高齢者や障害者等のすべての人が安全・快適に利用できる公共交通サービスを提供するために、交通事業者に低床車両（ノンステップバス・ワンステップバス）への更新を促すとともに、ノンステップバスの導入を支援する。

③福祉移動サービスの周知

公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者等に対し、民間企業等が行う福祉移動サービスの周知に取り組む。

所管課	①・②交通政策課、③長寿支援課・障害者福祉課
-----	------------------------



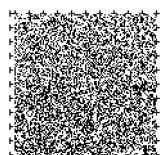
安全安心に暮らせる環境整備

【主な施策（事業）】

安全安心に暮らせる環境整備					
①高齢者の交通事故防止 高齢者が加害者又は被害者となる交通事故を防止するために、警察をはじめとする関係団体等と連携し、交通安全教育・指導の充実を図るとともに、効果的な周知・啓発活動に取り組む。 また、運転免許証を自主返納する高齢運転者への支援を行う。					
②消費者被害の防止・消費生活相談 多種多様化する高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、啓発講座など消費者の知識向上の機会を提供する。また、消費生活センターの認知度向上と消費者被害の早期発見に努めるとともに、問題解決に向けた消費生活相談を実施する。					
③歩行中の事故防止、歩道のバリアフリー化 高齢者や障害者等のすべての人の移動時における利便性及び安全性が確保されるよう、歩道の段差解消を行うなど、快適に通行できる空間を整備する。					
④高齢者の転倒予防・溺死溺水防止 高齢者が要介護となる主な原因である転倒や、死亡の主な原因となっている溺死・溺水の予防対策を推進し、高齢者の安全・安心な生活環境整備に努める。					
所管課	①安全安心推進課、②消費生活センター、③道路整備課、 ④長寿支援課・介護保険課				

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績		目標	
		R4	R6	R7	R8
ふれあいの会の見守り訪問活動件数	件	236,662	256,000	266,000	276,000
高齢者あんしん登録制度の登録者数	人	451	470	485	500



第3章 地域における多機関連携による支援体制の強化

高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図ります。

多機関連携による重層的支援を推進し、複合化・複雑化した課題の解決を図るとともに、医療や介護、福祉等の多職種連携による地域ケア会議の運営を通じて、地域課題を踏まえた政策形成を行います。

また、在宅医療と介護サービスが継続的に提供されるように、これらの関係機関の連携を強化します。

地域包括支援センターの機能充実

【主な施策（事業）】

地域包括支援センターの運営、認知度向上

①地域包括支援センターの運営

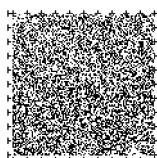
11の日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。高齢者の総合相談窓口としての役割が十分に果たせるよう、専門職等の適切な配置や多様化する相談に対応できる人材育成などに取り組む。

②地域包括支援センターの相談窓口の利用促進

地域包括支援センターが行う、高齢者の総合相談や高齢者自主活動グループへの支援、高齢者虐待への対応、認知症の理解のための取り組みなどの様々な事業について、広報紙、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体を活用して周知を図り、地域包括支援センターを知ってもらい、高齢者が気軽に相談し、必要な支援やサービスを利用できる環境整備を推進する。

所管課

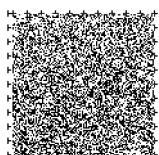
①・②長寿支援課



多機関連携、重層的支援の推進

【主な施策（事業）】

重層的支援の推進	
①多機関協働事業の推進	
複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう重層的支援会議等を通じて、支援関係機関の連携を強化する。 また、地域住民、市民活動団体が実施する公的サービス以外（インフォーマル）の取り組みと協働した支援体制の構築を推進する。	
②地域包括支援センターの多機関連携の推進	
高齢者をはじめ地域住民の相談を包括的に受け止め、高齢者本人のみならず世帯が抱える生活上の複合的な課題に対応できるよう、様々な分野の相談支援機関や各種団体等との連携強化を図る。	
③地域ケア会議の推進	
課題を抱える高齢者への適切なケアの確保や介護支援専門員によるケアマネジメントを支援するため、多様な専門職や地域の支援者で構成する地域ケア会議を開催する。 また、個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメントの積み重ねを通じて、多職種協働のためのネットワークの構築や地域課題の解決に向けた支援策や政策形成につなげる。	
所管課	①地域福祉課、②・③長寿支援課



在宅医療・介護連携の推進

【主な施策（事業）】

日常の療養支援における連携の推進

地域の在宅医療・介護関係者に対して、それぞれの職種がお互いの分野についての知識を深め、関係者間の連携を円滑にするための研修会を開催する。また、「在宅医療・介護連携センター」を設置し、在宅医療・介護関係者や地域包括支援センター等に対し、在宅医療・介護の連携を支援するコーディネーターによる相談対応を行う。

所管課	健康推進課・介護保険課
-----	-------------

入退院支援における連携の推進

介護を必要とする患者が自宅等へ退院する際に、医療機関のスタッフと介護支援専門員（ケアマネジャー）等の関係者間で必要な情報を共有することで、久留米市内のどの医療機関から退院しても、安心して在宅療養生活が送れるようにすることを目的に、入退院支援における情報共有のルールを継続的に運用する。

所管課	健康推進課・介護保険課
-----	-------------

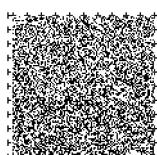
急変時の対応・看取りにおける連携の推進

急変時や看取りの際に、人生の最終段階における治療やケアに関する本人の意思が尊重されるように、家族や信頼できる友人、医師・看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の在宅医療・介護関係者と繰り返し話し合う「人生会議」や、その意思を共有しておくために市が作成した「私の生き方ノート」について、地域住民や医療・介護関係者、救急隊員などに普及啓発を行う。

所管課	健康推進課・介護保険課
-----	-------------

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績		目標	
		R4	R6	R7	R8
地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている高齢者の割合	%	48.2	—	53.0	—
医療機関と連携を図る際の課題について、「特になし」と回答する居宅介護支援事業所の割合	%	24.7	—	30.0	—



第4章 認知症施策の総合的な推進（重点施策）

認知症になつてもならなくとも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深める普及・啓発、認知症予防や早期発見・早期対応の拡充に取り組みます。

また、必要な時に適切に医療・介護サービス等を提供できるように関係機関の連携強化を図ります。

さらに、認知症の人が交流し、活躍できる場づくりや、認知症の人の家族介護の負担軽減に取り組むとともに、認知症の人や家族に対して、企業や地域団体等による日常生活における支援の仕組みづくりを推進します。

認知症への理解を深めるための普及・啓発

【主な施策（事業）】

認知症への理解を深めるための普及・啓発

①認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成

認知症について正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を見守り支える「認知症サポーター」を養成するため、小中学校、企業・地域団体等に対し、サポーター養成講座を実施する。

また、認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」が活動しやすいように環境の整備に努める。

②関係機関・団体等と連携した普及・啓発

認知症の理解を深めるために、大学等の専門機関や介護事業者等の関係団体等と連携して、医療・介護等の専門家や認知症の当事者等による講演会、認知症の疑似体験や関連映画の上映会などを開催する。

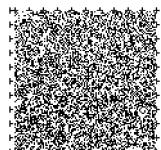
また、市公式LINEや広報紙などを活用した幅広い周知に取り組み、普及・啓発を推進する。

③認知症支援ガイドブックを活用した周知

認知症の人の状態に応じた標準的なサービスの流れや認知症の予防、相談可能な医療機関などを示した「認知症支援ガイドブック」を活用して、認知症の早期対応の重要性を民生委員・児童委員や介護事業者、医療機関等と連携して周知を行う。また、認知症に関する新たな情報の掲載や市民の理解が深まるように、ガイドブックの改訂を行う。

所管課

①・②・③長寿支援課



認知症の予防、早期発見・早期対応

【主な施策（事業）】

認知症の予防、早期発見・早期対応の推進

①認知機能チェック

認知機能の状態を確認し、必要に応じて医療機関への受診や介護予防につなげられるよう、久留米大学と協働して行う「ものわすれ予防検診」を拡充し、実施する。

また、早期発見・早期対応するための新たな仕組みづくりについて検討する。

さらに、認知機能や聴覚機能の簡易検査を取り入れた「認知症予防講座」、校区や団体等への出前講座を開催し、早期の認知症予防の取り組みを推進する。

②認知症地域支援推進員の配置

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護、福祉等の関係機関との連携強化や認知症の理解を深めるための普及・啓発を行い、地域における支援体制の構築を図る。

③認知症初期集中支援チームによる支援、周知

認知症の診断が必要な方が、必要に応じ適切な医療・介護サービスを利用し、在宅生活が継続できるように、認知症サポート医と医療・介護の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、早期の段階で集中的に関わることで、早期発見・早期対応につなげる支援を行う。

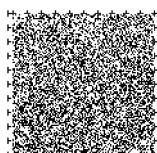
また、活動内容について、広く周知を行う。

④福岡県若年性認知症サポートセンターとの連携

若年性認知症の専門相談窓口である「福岡県若年性認知症サポートセンター」の周知に努めるとともに、本人が必要に応じ適切な支援を受けられるよう、福岡県若年性認知症支援コーディネーターとの連携を強化する。

所管課

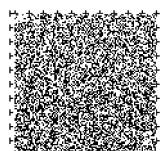
①・②・③・④長寿支援課



認知症の人やその家族への支援、認知症の人が交流や活躍できる場づくり

【主な施策（事業）】

認知症の人やその家族への支援、認知症の人が交流や活躍できる場づくり	
①当事者ミーティングの実施 認知症の人やその家族が、自身が抱える悩みや不安について、情報交換して共有することで心の負担軽減を図るとともに、当事者の意思や意見等を踏まえ、必要な事業やサービス等の検討を行う。	
②認知症カフェへの支援 認知症に関する知識習得や参加者同士の情報交換等を通じて理解を深め、孤立防止や介護負担の軽減等を図ることを目的とする「認知症カフェ」を、認知症の人やその家族が身近な地域で参加し、交流、活躍できる場になるよう、開設・運営に向けた支援に取り組む。	
③認知症介護電話相談 認知症の人やその家族が抱える悩みの軽減や不安解消を図るため、認知症家族介護経験者による電話相談を実施し、寄り添った支援を行う。	
④G P S機能を活用した行方不明高齢者位置情報検索サービスの利用促進（再掲） 行方不明高齢者の早期発見と事故防止、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、位置情報検索サービス（G P S等）の利用開始にかかる費用を助成する。 また、新たなG P S機器等の情報収集や導入の検討、市民や介護支援専門員（ケアマネジャー）等への周知啓発を行い、利用を促進する。	
⑤S O Sネットワークの推進（再掲） 認知症等による行方不明高齢者を速やかに発見・保護するために、「S O Sネットワーク協議会」の構成団体との連携や福岡県の防災メール「まもるくん」の活用に取り組む。また、行方不明高齢者の早期発見や身元不明高齢者の本人確認のために「高齢者あんしん登録制度」を推進する	
所管課	①・②・③・④・⑤長寿支援課



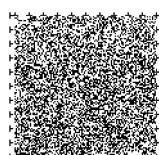
チームオレンジ（オレンジ協力隊）の展開

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポート養成講座を受講した企業や団体が、買い物時などに困っている人に声掛けなどの支援を行う「オレンジ協力隊」として登録し活動することで、認知症の人を支える社会機運を醸成し、支援が広がる仕組みづくり（チームオレンジ）を推進する。

所管課	長寿支援課
-----	-------

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績		目標		
		R4	R6	R7	R8	
当事者ミーティングの開催回数	回	1	3	5	7	
オレンジ協力隊の登録数	団体	—	10	20	30	



第5章 権利擁護の推進

高齢者がいつまでも尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関や団体と連携し、成年後見制度の利用支援や成年後見センターの機能充実等、制度の普及・利用促進を図ります。

また、虐待防止の周知啓発や、虐待に関する相談等に対して関係機関と連携した早期発見・対応に努めるとともに、権利擁護に関する各種相談窓口の活用、判断能力が不十分な方に対する自立支援等に取り組みます。

成年後見制度の普及、利用促進

【主な施策（事業）】

成年後見制度の普及、利用促進

①成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立費用や後見人等の報酬の負担が困難な場合でも、制度を利用できるように、必要な費用について補助を行う。

②成年後見制度の市長申立て

成年後見制度の申立てを行う際に、本人や親族による申立てが難しい場合に、市が家庭裁判所に申立ての手続きを行う。

③成年後見センターの機能充実

成年後見センターは、中核機関として成年後見制度の総合相談を行うとともに、関係機関と連携しながら、判断能力が不十分になった人に対し、本人の意思や意向等を尊重した支援を行う。

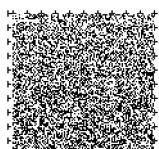
また、成年後見制度や成年後見センターについて、広く認知され、利用が促進されるよう、市民への周知・啓発を図っていく。

④市民後見人等の養成

市民が後見等業務の新たな担い手として活躍できるよう、市民後見人養成講座を実施する。

また、市民後見人等が幅広い場面で活躍できるような支援について検討する。

所管課	①・②・③・④長寿支援課
-----	--------------



虐待防止の意識啓発、早期発見、早期対応

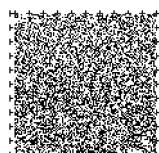
【主な施策（事業）】

虐待防止に向けた意識啓発、早期発見、早期対応	
養介護施設従事者や市民等に対して、高齢者虐待に関する正しい知識の周知・啓発に努める。 また、虐待に関する相談や通報に対して、各関係機関と連携しながら早期発見し、対応することで、高齢者の権利を擁護し、養護者への支援につなげる。	
所管課	長寿支援課

権利擁護に関する相談、支援

【主な施策（事業）】

多様な相談の実施	
①消費者被害の防止・消費生活相談 多種多様化する高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、啓発講座など消費者の知識向上の機会を提供する。また、消費生活センターの認知度向上と消費者被害の早期発見に努めるとともに、問題解決に向けた消費生活相談を実施する。	
②高齢者相談 高齢者の日常生活での困り事や心配事の早期解決に向けて、各種支援制度の活用や様々な相談窓口等と連携した相談を実施する。	
③女性のための総合相談 家庭における固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発等に取り組む。また、虐待・DV等の深刻な事案を含む様々な問題を抱える高齢の女性に対し、問題の解決に向けて、「相談関係機関ネットワーク会議」における各関係機関の連携の下に相談を実施し、本人への支援を行う。	
所管課	①消費生活センター、②広聴・相談課、③男女平等推進センター



日常生活自立支援

判断能力が不十分なため、日常生活に支障のある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等のサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する。利用者の自立に向けた適切で、きめ細かなサービス提供に努め、利用者に寄り添った相談援助、専門員によるモニタリングを実施し、必要に応じて支援計画の見直しや成年後見制度への移行を進める。

所管課 地域福祉課（久留米市社会福祉協議会）

生活困窮者自立支援

生活困窮者の自立を支援するために、久留米市生活自立支援センターにおいて、就労その他の自立に関する相談支援や支援プラン作成等を行うとともに、家計に関する相談や家計管理に関する助言、貸付のあっせん等を行う。その他、就労準備支援や、一時生活支援等を相談者の状態に応じて利用案内を行う

所管課 生活支援第2課

終活ノートの普及啓発

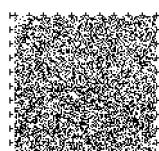
自分で意思決定をできなくなった場合に備えて、高齢者等が「私の終活ノート」に記入し、介護や財産、死後必要となること等について整理することで、高齢者自身の権利擁護のために必要なことの気づきや不安の軽減につながるように、出前講座等を活用して周知・啓発を行う。

所管課 長寿支援課

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績		目標		
		R4	R6	R7	R8	
成年後見センターの相談件数	件	726	735	745	755	
生活自立支援センターの新規相談受付件数（※）	件	1,484	1,200	1,200	1,200	

※生活自立支援センターの新規相談受付件数については、新型コロナウイルスの影響により一時に相談件数が増加（R2～R4）したため、通常期の相談件数（1,200件）を目標として設定。



第6章

災害や感染症への備えと対応の強化 (重点施策)

近年多発する災害等に備え、高齢者向けの防災講座や防火指導の実施、避難行動要支援者の避難支援などによる地域防災力の向上を図ります。

災害時には、高齢者等に向けた避難情報の発信、避難場所の確保を行い、災害後に関係機関で連携して被災者支援を行います。

また、介護サービス事業者等に対しては、避難確保計画の策定や防災訓練の促進、災害や感染症の流行に備えた業務継続計画の策定を支援し、対策の充実を図ります。

災害に対する備えの支援

【主な施策（事業）】

地域防災力向上のための取り組み

①高齢者向けの防災講座の実施

介護予防等の教室や出前講座、身近な地域で行われている通いの場や認知症カフェ等を活用して、高齢者の防災に関する知識や意識の向上を図る。

②高齢者向けの防火指導

防火・防災意識の向上を図り、防火安全対策を推進するために、老人クラブや高齢者が集まる地域の会合等の機会を捉えて、防火・防災指導について集団指導を実施する。

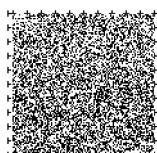
③避難行動要支援者の支援

災害発生時の避難行動要支援者の人的被害を軽減するために、避難行動要支援者名簿の登録や関係機関等での名簿の共有を進めるとともに、日頃から要支援者の状況把握に努める。

さらに、災害発生時の対応を想定した図上訓練や個人の状況に合わせた「災害時マイプラン」の作成支援に取り組み、避難行動の実効性を高める。

所管課

- ①防災対策課・長寿支援課、②防災対策課（久留米広域消防本部）
- ③地域福祉課



災害発生時の高齢者支援

【主な施策（事業）】

高齢者等に対する避難情報伝達

早めの避難を呼びかけるため「高齢者等避難」の情報をメール等で伝達するとともに、スマートフォンを所有していないなど、緊急速報メールを受信することが難しい高齢者等に対しては、事前登録をしてもらい、電話やファックスにより避難情報を伝達する。

所管課	防災対策課
-----	-------

高齢者等の避難場所の確保

配慮が必要な高齢者については、各避難所に福祉スペースを確保するとともに、避難所従事者には研修を行い、支援に努める。

大規模災害などにより避難生活が長期化するおそれがある場合には、一般の指定避難所で生活することが困難な要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所を必要に応じ開設する。また、福祉避難所の開設・運営訓練の実施などにより実効性を高める。

所管課	防災対策課・地域福祉課
-----	-------------

被災した高齢者等の支援

①災害ボランティアセンターの設置・運営

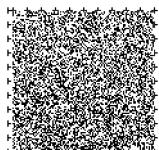
高齢者を含む、被災者の支援にあたる災害ボランティアセンターの設置、運営に備え、関係機関、地域住民、市民活動団体、大学等と連携したセンターの設置運営訓練を行う。また、発災時に速やかに支援活動を開始できるように、ボランティアの事前登録をすすめる。

②被災した高齢者等の支援

高齢者を含む被災者支援については、相談支援体制の拡充を図り、必要な支援が迅速に届くように、情報提供に努めるとともに、災害に起因して生活課題を抱える世帯の把握に努める。

また、必要に応じて関係機関や関係者と連携し、介護サービスの利用や施設の入所などの支援策につなげる。

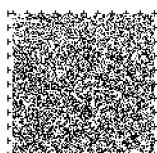
所管課	①協働推進課（久留米市社会福祉協議会） ②地域福祉課・介護保険課・長寿支援課
-----	---



介護サービス事業者等への支援と指導

【主な施策（事業）】

介護サービス事業者等への防災対策	
①防火指導	防火意識の普及・啓発及び防火・防災体制の構築による施設利用者の防火安全対策を推進するために、介護サービス事業者等の責任者及び従業員に対する防火指導を実施する。
②施設に対する防災・減災対策	国の交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）を活用しながら、介護サービス事業者等の防災・減災対策（非常用自家発電・水害対策に伴う改修等）を推進する。
③避難確保計画策定・防災訓練実施支援	災害時に高齢者施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、避難確保計画の作成や避難訓練が実施されるよう必要な情報提供を行うとともに、集団指導、運営指導等を通じて指導・助言を行う。
④非常災害対策計画・業務継続計画の策定支援	災害時の初期対応や継続的な介護サービスの提供ができるように、介護サービス事業者等に対し、集団指導や運営指導等を通じて、非常災害対策計画及び、業務継続計画策定に関する指導を行う。
⑤迅速な情報共有	災害発生時は、介護サービス事業者等に迅速な情報提供を行う。また、災害発生後においても、国や県も含め関係機関における情報共有及び共有による支援につなげる。
所管課	①防災対策課（久留米広域消防本部） ②・③・④・⑤介護保険課・長寿支援課



介護サービス事業者等への感染症への備え

①介護サービス事業者等の感染拡大防止対策

各事業所において、平時に必要な医療用物資に加え、感染症の感染拡大時に備えた医療用物資を備蓄するよう、集団指導や立入検査などの機会を活用し、周知を行う。

感染拡大時等においては、保健所等と連携して、感染対策等に関する情報提供や、感染症の専門家等の協力を得ながら必要な技術的支援を行う。

②業務継続計画の策定支援

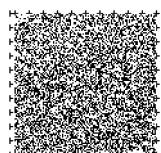
感染拡大期の初期対応や、継続的な介護サービスの提供ができるように、介護サービス事業者等に対し、集団指導や運営指導等を通じて、業務継続計画策定に関する指導を行う。

所管課

- ①保健予防課・長寿支援課・介護保険課
- ②介護保険課・長寿支援課

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績		目標	
		R4	R6	R7	R8
高齢者向け防災講座の実施回数	回	40	40	40	40
避難行動要支援者名簿の名簿登録率	%	38	40	45	50



第7章 持続可能な介護保険事業の推進（重点施策）

必要に応じた良質な介護サービスを適切に提供できるよう、国・県の方針や制度改正等を踏まえつつ、介護人材の確保・定着に向けた支援、適正な介護給付や要介護認定に取り組みます。また、介護保険制度についての周知・啓発に努めます。

介護人材の確保、定着への支援

【主な施策（事業）】

介護人材の確保・従業者定着への支援

①介護職員と学生との交流事業

高校生を中心とした若年層に対し、介護職員との交流事業を通じて介護職への関心を高め、高齢者の生活を支える大切な仕事であることの理解促進を図る。

これらの取り組みを通じて、介護職が将来の就労先の選択肢の1つとなるように介護の魅力を発信する。

②求職者と介護サービス事業者をつなぐ取り組み

特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会（以下、事業者協議会）をはじめとする関係機関と連携し、求職者に対し、事業者協議会ホームページ等を通じて介護の魅力の情報発信や、介護サービス事業者での就労体験企画を実施し、介護職への関心を高めることで、就労先として介護職の選択に繋がるよう推進する。

また、併せて事業者協議会と連携し、介護サービス事業者での就労希望者に、各介護サービス事業者の情報や事業者とつなぐ機会を提供することで、介護職員の雇用促進を支援する。

③介護職員の負担軽減

申請・届出方法の電子化の推進や、申請様式・添付書類の簡素化、国の示す様式例の活用等により介護職員の負担を軽減し、介護人材の定着を図る。

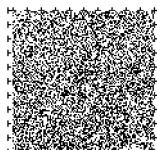
また、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにも繋がるとされる介護助手の活用を推進することで、介護職員の負担軽減や介護サービスの質の向上、介護人材の確保を図る。

④介護人材の育成・定着支援

事業者協議会で組織されている介護サービス種別ごとの専門部会単位の研修、全体研修（個人のキャリアアップに繋がる研修等）や、認知症ケア支援研修、地域包括支援センターと協力した介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修等の実施、介護サービス相談員事業を通じた介護の魅力発信を行うことで、介護人材の育成と定着を推進する。

所管課

①・②・③・④介護保険課



介護人材の確保・従業者定着への支援

⑤多様な介護人材の就労・定着支援

県等が実施する、外国人材に係る支援情報について、外国人の就労希望者・介護職員及び、受入事業者に対して提供することで、円滑に就労・定着できるよう支援する。

また、生活保護受給者の就労支援を行う中で、希望者が介護サービス事業所へ円滑に就労できるよう推進する。

所管課 ⑤介護保険課・生活支援第2課

給付の適正化

【主な施策（事業）】

給付適正化事業

①居宅介護サービス計画（ケアプラン）のチェック

サービス利用者の心身状況・家庭状況に応じた適正な居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成のために、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が自立支援や介護保険制度への理解を深めることができるよう、ケアプランチェックを通して給付の適正化を目指す。

併せて、住宅改修の実施又は福祉用具の利用に際し、利用者の状態確認や訪問点検、作業療法士等の専門職が点検に関する仕組みを活用し、適正な住宅改修の推進や福祉用具の給付を図る。

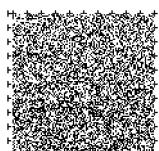
②介護レセプトのチェック

給付の整合性を確認するため、国民健康保険団体連合会の審査支払等のシステムにより提供される介護サービス費用明細（介護レセプト）をチェックする。算定誤りが確認された場合は、過誤処理を行い、給付の適正化を図る。

③迅速かつ適正な介護認定の実施

今後増加が見込まれる認定申請に対し、迅速かつ適正な介護認定を実施できるよう、ICTを活用した認定調査や、調査員に対する研修などに取り組むとともに、オンラインを活用した円滑な審査会を開催し、審査基準の平準化を図る研修等に取り組む。

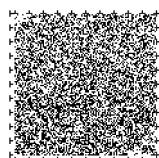
所管課 ①・②・③介護保険課



保険者機能の発揮・向上

【主な施策（事業）】

保険者機能の発揮・向上	
①集団指導による介護サービスの質の確保	年1回市内の全事業所に対して行う集団指導において、事業運営基準や介護報酬に加え、ケアプランに沿ったサービスの提供や高齢者虐待・身体拘束廃止等の人権擁護に関する内容について説明や情報提供を行うことで、介護サービスの質の確保を図る。
②運営指導による介護サービスの質の確保	運営指導の実施により、介護サービス事業の適正運営やリスクマネジメントの考え方、個人情報の取扱、ハラスメントの防止等の法令遵守（コンプライアンス）についての意識啓発を促す。重大な不正が発覚した際には、速やかに監査を実施し、悪質な事例には処分を行い、介護サービスの質の確保に努める。
③介護サービス相談員による施設等入所者支援	介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を介護サービス相談員が、利用者や家族の相談内容に応じた助言や施設側との意見交換を行い、介護サービスの質の向上に努める。
④保険者機能強化推進交付金等の評価指標・結果を活用した取り組みの改善	「保険者機能強化推進交付金」、「介護保険保険者努力支援交付金」に係る評価指標や、国が提供している点検ツールなどを活用し、介護保険事業の取組状況、目標の達成状況などを確認する。 また、計画推進協議会や地域ケア会議等での議論等を踏まえ、自立支援、認知症施策、介護人材の確保支援、給付適正化事業などについて現状の把握や課題の抽出を行うとともに、必要に応じて各事業の改善や見直しなどの検討をすすめる。
所管課	①・②・③・④介護保険課



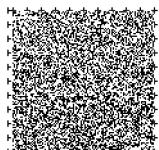
介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

【主な施策（事業）】

介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実					
①介護保険制度の周知・啓発					
介護保険制度について、広報誌・各種パンフレット・SNS・出前講座等を活用して幅広い世代により分かりやすく伝える。併せて、地域の高齢者と関わる機会の多い関係者（地域包括支援センターの職員や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修や説明会を通じて、制度改正等に関する情報提供を行い、高齢者や家族に新しい情報が伝わるように努める。					
特に情報が不足しがちな一人暮らし高齢者等に対しては、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター、認定調査員等が連携し、心身の状況に応じて必要な情報の提供に努める。					
②市民からの相談体制の充実					
市民に最も身近な窓口として、市や地域包括支援センターにおいて適切な相談・支援を行うほか、相談機会・窓口の充実を図る。					
また、高齢者等からの相談に迅速・丁寧に対応し、寄せられた相談等の内容を分析して関係団体と共有するなど、相談体制を充実させていく。					
③ヤングケアラー支援に繋げるための介護保険制度の周知					
介護支援専門員（ケアマネジャー）向けに、ヤングケアラーに関する知識の習得のための研修の周知を行い、早期発見に繋げる。					
また、パンフレット等による介護保険制度の周知を行い、教育・子育て等の関係者と連携・協力する事でヤングケアラー支援に繋げる。					
所管課	①・②介護保険課、③介護保険課・こども子育てサポートセンター				

【事業目標指標】

目標指標	単位	実績		目標		
		R4	R6	R7	R8	
就労希望者を介護事業者へ紹介した人数	人	-	10	15	18	
学生との交流事業の実施	箇所	2	2	2	3	



第8章 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定

在宅や施設など、介護サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析、国の制度改正などを踏まえ、第9期計画期間の介護サービス利用の見込み量を推計します。保険料への影響等を勘案した上で介護サービス基盤の確保方針を定めるとともに、総給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

介護サービス基盤の確保

(1) 施設・居住系サービス

在宅生活が限界になっている要介護者に対しては、受け皿となる介護保険施設や居住系のサービスを適切に確保する必要があります。

一方で、長期的には高齢者数もピークアウトすることが見込まれていることから、基盤の整備は、将来の介護需要の見込に基づき、被保険者の負担も考慮するなど、過剰な整備とならないように留意する必要があります。

推計においては、介護施設等に入所するのが望ましいと推察される在宅サービスの利用者数など、第9期計画期間中の施設・居住系サービスの追加需要を推計しました。

次に、既存の介護施設や高齢者向け住宅等の利用状況（空床や入所者の入れ替わり等）を踏まえ、必要な施設・居住系サービスの供給量を推計し、追加需要と比較し、整備の必要性を検討しました。

これらの検討の結果、既存の施設等の定員で追加需要に対応できると考えられることから、第9期計画においては、新たな施設の整備は行わず、既存施設の活用を図ります。

(2) 居宅介護サービス

要介護者が自宅等で利用する居宅介護サービスには、訪問介護員（ヘルパー）に自宅へ訪問してもらう訪問サービスや、施設に通う通所サービスなどがあり、さまざまなメニューを組み合わせて利用できます。

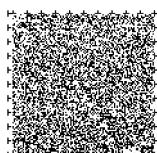
居宅介護サービスの提供は概ね確保されていると考えますが、介護が必要になつても在宅生活ができる限り長く継続できるように、今後も適切な介護サービス利用の推進に努めていきます。

(3) 地域密着型サービス（施設・居住系を除く）

地域密着型サービスとは、要介護状態となつてもできる限り住み慣れた地域で交流を保ちながら生活を継続できるようにするサービスです。

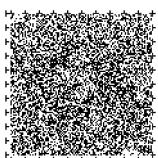
久留米市では、これまで、地域密着型サービスの整備をすすめてきましたが、今後も、国の方針を参考に、介護ニーズを適切に捉えて、必要に応じて整備をすすめ、在宅サービスの確保を図ります。

※介護サービス基盤の確保の考え方の詳細は、資料編をご覧ください。



(参考) 久留米市内の地域密着型サービス事業者指定状況（令和5年11月1日現在）

圏域	小学校区	地域密着型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	認知症 対応型 通所介護	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護	看護小規模 多機能型 居宅介護	グループ ホーム	地域密着型 特別養護 老人ホーム
A	西国分・東国分	3	6	1			5	1
B	莊島・日吉・篠山・南薰・長門石	4	3	1	2		3	1
C	南・津福	6	1	1	1	1	4	1
D	京町・鳥飼・金丸	2	2	1	2	2	3	1
E	御井・合川	3	1	1		1	7	
F	上津・高良内・青峰	7	2	1		2	3	3
G	小森野・宮ノ陣・北野・弓削・大城 金島		8	2	2	2	7	3
H	船越・水分・柴刈・川会・竹野・ 水繩・田主丸	3	2	1		1	2	
I	城島（下田、浮島）・青木・江上・ 犬塚・三瀬・西牟田	5	4	4	1		13	4
J	荒木・安武・大善寺	7	2		2	3	4	2
K	山川・山本・草野・善導寺・大橋	1	4	1		1	2	3
計		41	35	14	10	13	53	19



介護サービス等の見込量の推計と保険料の設定

第9期計画期間の介護保険サービス量及び地域支援事業費量に係る保険料給付費等は、次の手順にしたがって、近年の給付実績や社会情勢などを踏まえて推計します。推計値の詳細は、資料編をご覧ください。

- ステップ1** 被保険者数及び要支援・要介護認定者数を推計する。
- ステップ2** 施設・居住系サービスの利用者数を推計する。
- ステップ3** 在宅サービス等の利用者数を推計する。
- ステップ4** サービスごとの単価の見込を推計し、給付費を推計する。
- ステップ5** 地域支援事業に係る費用を推計する。

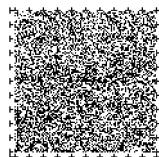
(1) 介護サービス等の見込量の推計

①標準給付費見込額（単位：円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護・介護予防費 総額	26,065,807,000	26,545,515,000	26,890,466,000	79,501,788,000
特定入所者介護サービス費等給付額	507,058,333	507,700,000	507,700,000	1,522,458,333
高額介護サービス費等給付額	673,912,289	689,817,142	699,692,946	2,063,422,377
高額医療合算介護サービス費等 給付額	95,427,317	97,538,565	98,934,981	291,900,863
算定対象支払手数料	16,340,000	16,530,000	16,720,000	49,590,000
標準給付費見込額	27,358,544,939	27,857,100,707	28,213,513,927	83,429,159,573

②地域支援事業費見込額（単位：円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	479,155,896	485,726,515	492,831,687	1,457,714,098
任意事業費	36,934,000	40,878,000	44,841,000	122,653,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	47,588,000	48,434,000	48,134,000	144,156,000
地域支援事業費見込額	563,677,896	575,038,515	585,806,687	1,724,523,098

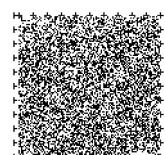


③重層的支援体制整備事業費（単位：円）

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
地域介護予防活動支援事業費	18,777,000	21,052,000	21,782,000	61,611,000
地域包括支援センター運営事業費	411,848,000	421,267,000	426,186,000	1,259,301,000
生活支援体制整備事業	48,061,000	51,520,000	52,020,000	151,601,000
重層的支援体制整備事業見込額	478,686,000	493,839,000	499,988,000	1,472,513,000

④市町村特別給付費（単位：円）

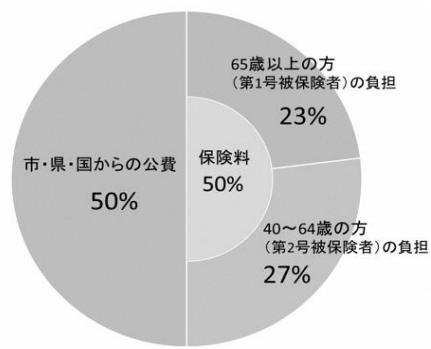
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
市町村特別給付費	12,412,000	12,785,000	13,169,000	38,366,000



(2) 第9期計画における第1号被保険者保険料

①介護保険の財源

介護保険の財源は、50%が公費、残りの50%は第1号及び第2号被保険者が保険料で負担しています。

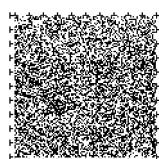


②所得段階別第1号被保険者保険料

介護給付費等の見込額を基に算出した保険料の基準額と、所得段階ごとの保険料額は、次のとおりです。保険料の算定に係る計算の詳細は、資料編をご覧ください。

第9期計画期間			保険料額	
所得段階	対象者	負担割合	月額換算	年額
第1段階	市民税世帯非課税 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.455	2,892円	34,715円
第2段階	市民税世帯非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.685	4,355円	52,263円
第3段階	市民税世帯非課税 課税年金収入額と合計所得金額簿合計が120万円超の人	×0.69	4,387円	52,644円
第4段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	5,595円	67,140円
第5段階	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	(基準額)	6,358円	76,296円
第6段階	市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13	7,184円	86,214円
第7段階	市民税本人課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	×1.25	7,947円	95,370円
第8段階	市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50	9,537円	114,444円
第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60	10,172円	122,074円
第10段階	市民税本人課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	×1.70	10,808円	129,703円
第11段階	市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85	11,762円	141,148円
第12段階	市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人	×2.00	12,716円	152,592円
第13段階	市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人	×2.20	13,987円	167,851円
第14段階	市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人	×2.40	15,259円	183,110円

※市民税世帯非課税の各段階においては、法律の規定に基づく公費による軽減が図られます。



(3) 低所得者に対する負担軽減

久留米市では、低所得の被保険者に対して、介護保険料の軽減や減免、介護サービスの利用者負担の軽減及び助成に取り組むとともに、制度の周知を図り、利用者の拡充に努めます。

①第1号被保険者保険料の低所得者軽減

法律の規定に基づき、給付費の5割とは別枠で公費（国50%、県25%、市25%）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行います。

②保険料の減免

久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準以下の人に対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めます。

③介護サービス利用者負担の軽減

○介護老人福祉施設旧措置入所者の利用料及び居住費・食費の負担額減額

保険制度施行前から介護老人福祉施設に入所している旧措置入所者の人に対し、当時の利用者負担額を上回らないように、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を減額します。減額の割合は、当時の負担額を考慮し、個別に設定されます。

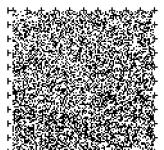
○社会福祉法人等による利用者負担の軽減

生活が困窮している低所得の人で社会福祉法人が提供する介護サービスを受けている人は、利用者負担額（1割分）や食費・居住費を社会福祉法人が軽減し、その一部を公費で補います。対象者は、申請に基づき市で決定します。軽減の程度は、利用者負担の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）です。

○訪問介護利用者負担額減額

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人のうち、境界層該当措置として定率負担額が0円となっていた人で、以下のいずれかに該当する場合は、介護保険の訪問介護又は身体援助訪問サービスを利用する際の利用者負担割合が0%となります。

- ・ 65歳到達以前の概ね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた人で、65歳に到達したことで介護保険の対象となった人。
- ・ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの人。

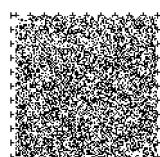


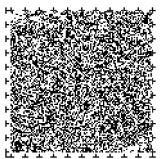
④介護サービス利用者負担に対する助成

在宅で介護サービスを利用する低所得者で特に生計が困難である人^{※1)}に対し、その利用者負担額の一部を助成します。

助成額は、助成対象となる介護サービス費用に100分の5を乗じた額を控除して得た額となります。久留米市介護保険条例に基づき、世帯の収入が生活保護基準未満の人を対象とした保険料独自減免を実施し、低所得者層の負担軽減に努めています。

※1) 低所得者で特に生計が困難である人とは、要支援・要介護認定を受けている人のうち、久留米市介護保険料減免取扱要綱に基づく減免措置を受けている人をいいます。





**久留米市第9期高齢者福祉計画
及び介護保険事業計画
【本編】**

令和6年3月
発行者 久留米市 長寿支援課・介護保険課
〒830-8520
久留米市城南町15-3
TEL：0942-30-9184・9036／FAX：0942-36-6845

